

般-12第 14708号	株式会社友野組	友野 学	南佐久郡佐久穂町大字余地111-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成17年6月6日	平成17年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第 1788号	カネ田山田工業有限公司	山田 良幸	岡谷市長地出早3-4-30	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成17年6月6日	平成17年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 1788号	同上	同上	同上	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成17年6月6日	平成17年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 8404号	有限会社南原電気工業	平林 康男	大町市大字大町3702-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成17年6月8日	平成17年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 1454号	株式会社長野パイプ工業	内堀 浩子	長野市大字上駒沢909	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年6月13日	平成17年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第 18411号	有限会社知建	和田 知明	長野市松代町牧島658-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	平成17年6月14日	平成17年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 13450号	有限会社遠山建設	遠山 徳茂	南安曇郡穂高町大字北穂高2818-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年6月14日	平成17年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 15648号	石井設備事務所	石井 勇	佐久市高柳63-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年6月16日	平成17年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 17935号	有限会社立科マルゼン	徳武 義直	北佐久郡立科町大字山部155	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年6月16日	平成17年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第 747号	株式会社山浦管工	山浦 康男	小諸市甲1704-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成17年6月16日	平成17年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-12第 8538号	有限会社山下商会	山下善治	長野市稲田2-26-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工事業及びタイル・レンガ・ブロック工事業)の取消し	平成17年6月17日	平成17年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 16266号	株式会社三和住研	佐藤和男	長野市大字穂保字夫婦池436-19	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年6月17日	平成17年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 22619号	シオザワ	塩澤隆志	飯田市上郷別府167-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成17年6月20日	平成17年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第 21547号	有限会社東テク	久保田正孝	東筑摩郡波田町10120-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成17年6月20日	平成17年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 22133号	有限会社中田興業	和田修一	長野市大字三輪1320	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年6月22日	平成17年6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 21115号	有限会社あるばホーム	伊澤和男	飯田市松尾代田578-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年6月24日	平成17年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第 7671号	長野愛知電機株式会社	浮田義也	長野市川中島町原1280	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(塗装工事業)の取消し	平成17年6月28日	平成17年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 17689号	有限会社藤澤ガラスシール	藤澤政雄	長野市大字東和田937	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(ガラス工事業)の取消し	平成17年6月28日	平成17年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12第 14487号	株式会社奥原造園	奥原正司	松本市大字島立1094-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年6月29日	平成17年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 14788号	株式会社トヨー工房	鈴木仁	長野市吉田4-3-28	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年6月29日	平成17年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-12第 19321号	穂高フレミング株式会社	太田 衛	北安曇郡松川村 5721-1185	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年 6月28日	平成17年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
--------------	-------------	------	----------------------	--	----------------	---

監理課

**公告**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、塩尻市吉田原土地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

平成17年8月4日

長野県知事 田中 康夫

氏名	住所
大 中 正 幸	塩尻市大字広丘野村813番地7
大 和 清 志	塩尻市大字広丘野村337番地
塩 原 憲 一	塩尻市大字広丘野村1169番地24
清 水 信 雄	塩尻市大字広丘野村752番地3
高 木 守	塩尻市大字広丘野村789番地1
中 嶋 光 雄	塩尻市大字広丘野村890番地40
野 村 尉	塩尻市大字広丘野村625番地イ
林 吾 郎	塩尻市大字広丘野村682番地2
髭 田 孝	塩尻市大字広丘野村813番地3
御子柴 敏夫	塩尻市大字広丘野村757番地1
三 村 忠	塩尻市大字広丘野村698番地イ号
三 村 眞佐雄	塩尻市大字広丘野村611番地
三 村 明 一	塩尻市大字広丘野村697番地
米 山 繁 實	塩尻市大字広丘野村774番地2

都市計画課

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年8月4日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

- 許可番号 平成17年6月2日  
長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-2号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上伊那郡辰野町中央3、4、5、7、631-2、大字伊那富字上河原2852-77、2871-1の内、2871-2、2871-4、2871-5、2871-8の内、2882-2の内、2882-3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山梨県甲府市塩部4-1-13  
株式会社クスリのサンロード  
代表取締役 樋口 俊英

建築管理課

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年8月4日

長野県北安曇地方事務所長 廣田 功夫

- 許可番号 平成17年7月12日  
長野県北安曇地方事務所指令17北安地商第31-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大町市大字大町1059、1071-1、1071-3、1072-1、1072-6、8442-1、8442-7、8444-1、8445-2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大町市大字大町3150番地1  
株式会社信濃興産 代表取締役 坂本 昇一

建築管理課

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年8月4日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

- 許可番号 平成17年2月18日  
長野県長野地方事務所指令16長地建第68-10号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝字郷原347、348-1、349、350、366-1、368、369-1、369-2、370-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市川中島町原1304番地2  
株式会社アジア 代表取締役 小林 正治

建築管理課

**公告**

駒ヶ根市大田切土地改良区の新規土地改良事業(日影井地区)施行認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年8月4日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

- 縦覧に供する書類  
(1) 土地改良事業計画書の写し  
(2) 定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成17年8月5日から9月1日まで

## 3 縦覧の場所

駒ヶ根市役所

土地改良課

## 公告

上水内郡中条村による中条地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年8月4日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成17年8月5日から9月1日まで

## 3 縦覧の場所

上水内郡中条村役場

土地改良課

## 公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成17年8月4日

長野県短期大学長 上條宏之

## 1 採用予定の教員の種別及び人員

生活科学科健康栄養専攻所属の食品学又は食品衛生学担当教授、助教授又は講師1名

## 2 担当科目

生活科学科健康栄養専攻専門教育科目(食品学、食品学実験、基礎有機化学、食生活特殊研究、食品加工学、食品加工学実習、食品衛生学及び食品衛生学実験)及び生活科学科生活環境専攻専門教育科目(食品科学又は食物学(栄養学及び食品学を含む。))

## 3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 専門分野及び関連領域において、次のいずれにも該当する者
  - ア 大学院修士課程を修了した者又は大学院修士課程を修了した者と同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
  - イ 大学(短期大学及び高等専門学校を含みます。)等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験(大学院在学期間を含みます。)を有する者又はこれと同等程度の経験を有する者
  - ウ 論文等(博士論文及び修士論文を含みます。)の研究業績を5以上有する者又はこれと同等程度の業績を有する者
- (2) 短期大学に通勤することができる者
- (3) 昭和18年4月2日以降に生まれた者

## 4 採用予定日

平成18年4月1日

## 5 応募書類の受付期限及び提出先

## (1) 受付期限

平成17年9月1日(木)(郵送による場合は、9月1日までに到達したものに限り受け付けます。)

## (2) 提出先

郵便番号 380-8525

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

## (3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「健康栄養専攻教員応募関係書類在中」と朱書き、簡易書留等確実な方法により送付してください。

## 6 応募書類

- (1) 履歴書
- (2) 研究業績を一覧にまとめた書類(研究業績ごとに、200字程度にまとめた概要を記載した書類を添付してください。)
- (3) 主たる研究業績の別刷又は写し
- (4) 研究について、現在までの総括及び今後の抱負について、2,000字以内にとまとめた書類
- (5) 採用後の教育上の抱負について、授業計画を含め2,000字以内にとまとめた書類(これまでの教育実績を示す資料があれば添付してください。)
- (6) 学会及び社会並びに所属機関の運営における活動を記載した書類
- (7) 推薦書1通
- (8) 照会先(2名)を記載した書類

## 7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います(面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。)

## 8 その他

- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学生活科学科健康栄養専攻(電話026-234-1221(代表)、ファクシミリ026-235-0026)に行ってください。
- (3) この選考の実施に際して収集する個人情報、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育振興課

## 公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成17年8月4日

長野県短期大学長 上條宏之

## 1 採用予定の教員の種別及び人員

多文化コミュニケーション学科英語英米文化専攻所属の英語学担当教授、助教授又は講師1名

## 2 担当科目

多文化コミュニケーション学科英語英米文化専攻専門教育科目(演習「英語学」A・B、英米の言語文化Ⅱ、ReadingⅣ、

Listening Comprehension I 及びEnglish Grammar A・B)、  
教職に関する科目(英語科教育法)、多文化コミュニケーション  
学科国際地域文化専攻専門教育科目(英語A及び英語B)及び全  
学共通科目(新入生ゼミナール)

### 3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 専門分野及び関連領域において、次のいずれにも該当する者
  - ア 大学院修士課程を修了した者又は大学院修士課程を修了した者と同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
  - イ 大学(短期大学及び高等専門学校を含みます。)等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験(大学院在学期間を含みます。)を有する者又はこれと同等程度の経験を有する者
  - ウ 論文等(博士論文及び修士論文を含みます。)の研究業績を5以上有する者又はこれと同等程度の業績を有する者
- (2) 短期大学に通勤することができる者
- (3) 昭和18年4月2日以降に生まれた者

### 4 採用予定日

平成18年4月1日

### 5 応募書類の受付期限及び提出先

- (1) 受付期限  
平成17年10月11日(火)(郵送による場合は、10月11日までに到達したものに限り受け付けます。)
- (2) 提出先  
郵便番号 380-8525  
長野市三輪8-49-7  
長野県短期大学
- (3) その他  
郵送により提出する場合は、封筒の表に「英語英米文化専攻教員応募関係書類在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

### 6 応募書類

- (1) 履歴書
- (2) 研究業績を一覧にまとめた書類(研究業績ごとに、200字程度にまとめた概要を記載した書類を添付してください。)
- (3) 主たる研究業績の別刷又は写し
- (4) 研究について、現在までの総括及び今後の抱負について、2,000字以内にまとめた書類
- (5) 採用後の教育上の抱負について、授業計画を含め2,000字以内にまとめた書類(これまでの教育実績を示す資料があれば添付してください。)
- (6) 学会及び社会並びに所属機関の運営における活動を記載した書類
- (7) 推薦書1通
- (8) 照会先(2名)を記載した書類

### 7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います(面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。)

### 8 その他

- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学多文化コミュ

ニケーション学科英語英米文化専攻(電話026-234-1221(代表)、ファクシミリ026-235-0026)に行ってください。

- (3) この選考の実施に際して収集する個人情報、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育振興課

### 公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成17年8月4日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

- 1 採用予定の教員の種別及び人員  
幼児教育学科及び専攻科幼児教育学専攻(1年制)所属の造形担当教授、助教授又は講師1名
- 2 担当科目  
幼児教育学科専門教育科目(造形演習Ⅰ、造形演習Ⅱ、造形の指導Ⅰ、造形の指導Ⅱ及び幼児教育学総合演習)、専攻科幼児教育学専攻専門教育科目(幼児教育学専修研究)の分担科目等

### 3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 専門分野及び関連領域において、次のいずれにも該当する者
  - ア 大学院修士課程を修了した者又は大学院修士課程を修了した者と同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
  - イ 大学(短期大学及び高等専門学校を含みます。)等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験(大学院在学期間を含みます。)を有する者又はこれと同等程度の経験を有する者
  - ウ 論文等(博士論文及び修士論文並びに作品を含みます。)の研究業績を5以上有する者又はこれと同等程度の業績を有する者
- (2) 短期大学に通勤することができる者
- (3) 昭和18年4月2日以降に生まれた者

### 4 採用予定日

平成18年4月1日

### 5 応募書類の受付期限及び提出先

- (1) 受付期限  
平成17年9月1日(木)(郵送による場合は、9月1日までに到達したものに限り受け付けます。)
- (2) 提出先  
郵便番号 380-8525  
長野市三輪8-49-7  
長野県短期大学
- (3) その他  
郵送により提出する場合は、封筒の表に「幼児教育学科教員応募関係書類在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

### 6 応募書類

- (1) 履歴書
- (2) 研究業績を一覧にまとめた書類(研究業績ごとに、200字程度にまとめた概要を記載した書類を添付してください。)
- (3) 主たる研究業績の別刷若しくは写し又は関連資料

- (4) 研究について、現在までの総括及び今後の抱負について、2,000字以内にまとめた書類
- (5) 採用後の教育上の抱負について、授業計画を含め2,000字以内にまとめた書類（これまでの教育実績を示す資料があれば添付してください。）
- (6) 学会及び社会並びに所属機関の運営における活動を記載した書類
- (7) 推薦書1通
- (8) 照会先（2名）を記載した書類
- 7 選考方法  
書類選考とし、必要に応じて面接を行います（面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。）。
- 8 その他
- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学幼児教育学科（電話026-234-1221（代表）、ファクシミリ026-235-0026）に行ってください。
- (3) この選考の実施に際して収集する個人情報、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育振興課

## 公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成17年 8月 4日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

### 1 採用予定の教員の種別及び人員

幼児教育学科及び専攻科幼児教育学専攻（1年制）所属の助手1名

### 2 担当科目

全学共通科目の体育実技、幼児教育学科専門教育科目（身体表現の指導、幼児体育内容論、幼児体育方法論及び幼児教育学総合演習（生活と健康））、専攻科幼児教育学専攻専門教育科目（専修研究（生活と健康））の分担科目等

### 3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 専門分野及び関連領域において、次のいずれにも該当する者
- ア 大学院修士課程を修了した者又は大学院修士課程を修了した者と同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
- イ 大学（短期大学及び高等専門学校を含みます。）等において通算2年以上の教育若しくは研究の経験（大学院在学期間及びスポーツ活動等を継続的に行っていた期間を含みます。）を有する者又はこれと同等程度の経験を有する者
- ウ 論文等（少なくとも1以上は3年以内に作成したもの。博士論文及び修士論文を含みます。）の研究業績を2以上有する者又はこれと同等程度の業績を有する者
- (2) 短期大学に通勤することができる者
- (3) 昭和18年4月2日以降に生まれた者

### 4 採用予定日

平成18年4月1日

### 5 応募書類の受付期限及び提出先

#### (1) 受付期限

平成17年10月3日（月）（郵送による場合は、10月3日までに到達したものに限り受け付けます。）

#### (2) 提出先

郵便番号 380-8525

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

#### (3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「幼児教育学科教員応募関係書類在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

### 6 応募書類

#### (1) 履歴書

(2) 研究業績を一覧にまとめた書類（研究業績ごとに、200字程度にまとめた概要を記載した書類を添付してください。）

(3) 主たる研究業績の別刷若しくは写し又は主たるスポーツ活動歴を示すもの

(4) 研究について、現在までの総括及び今後の抱負について、2,000字以内にまとめた書類

(5) 採用後の教育上の抱負について、授業計画を含め2,000字以内にまとめた書類（これまでの教育実績を示す資料があれば添付してください。）

(6) 学会及び社会並びに所属機関の運営における活動を記載した書類

(7) 推薦書1通

(8) 照会先（2名）を記載した書類

### 7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います（面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。）。

### 8 その他

(1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学幼児教育学科（電話026-234-1221（代表）、ファクシミリ026-235-0026）に行ってください。

(3) この選考の実施に際して収集する個人情報、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育振興課

## 公告

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

平成17年 8月 4日

長野県公安委員会

## 1 講習の日時及び場所

区分	期 日	時 間	場 所
駐車監視員資格者講習	平成17年9月23日(金)及び9月24日(土)	午前8時30分から 午後5時まで	長野市川中島町原704の2 東北信運転免許センター
“(修了) 考査)	平成17年10月1日(土)	午前8時30分から 午前11時30分まで	

## 2 受講の手続

## (1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真(申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真)をはって、長野県警察本部交通部交通指導課(長野県庁10階)に持参してください。

## (2) 受付期間

平成17年8月8日(月)から8月26日(金)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

## (3) 手数料

講習手数料(1万9,000円)は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

## 3 その他

(1) 改正後の道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課(電話026-233-0110 内線5124)にしてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課